

集会アピール

本日、大阪地裁第5民事部は、『年休権共同本人訴訟』 令和元年（ワ）第8418号損害賠償事件に対して不当にも原告3人の訴えを棄却するという判決を下した。

私たちは、この裁判で、JR東海会社の年休のみならず、勤務指定のあり方を問題にしてきた。新幹線乗務員職場にだけ行われてきた違法な勤務実態はこの裁判で満天下に明らかにしてきた。勤務指定の内容を端的に指摘すれば、労基法の定めを違反し、就業規則にも違反した無茶苦茶な取り扱いが行われてきたのだ。

新幹線乗務員の仲間の皆さん！3年前を思い出してみよう。交番担当乗務員の「又は休」は、乗務か休日かのどちらかとするものであるが、会社は「計画的な休日勤務指定が行われる可能性のある日を予見できるように配慮してる」と、あたかも休日勤務指定が正当であるかのような主張を行った。また、予備担当乗務員の一年のうち8ヶ月は、どこが休みでどこが乗務かもわからずに、年休を申し込んでいたことを。会社は、「天変地異がない限りない」とした一方的な休日勤務を突然、再開した。私たちは指名ストライキで対抗するための臨時大会を開催したが、改めて職場からの闘いをやり尽くすためにこの「年休権共同本人訴訟」を組織的に闘ってきた。会社による同意なき休日勤務指定の不当性を訴え、労働者の休日を奪還するために「休日勤務指定日に年休の取扱いが出来るのか否か」の判断を問うてきたのだ。

裁判において会社は「休日勤務指定される日に対して年休を申し込むことができないという取扱いを行っていない」と主張してきた。また、「時季変更権の行使について勤務日の5日前に行うこととしている」などと労基法を捻じ曲げた主張を行ってきたが、私たちの反論や求釈明についても最後まで正面から答えられないまま、本日の判決を迎えたのである。休みたくても休めない。本来、休日である日に年休を申し込む。そんな日々が当たり前のようであったことを。

しかし、3人の原告によって年休権共同本人訴訟の闘いを始めると、裁判では、会社がこの間行ってきた取り扱いに対して、労基法や就業規則に則って行ってきたと強弁してはいたが、会社の新幹線乗務員勤務に対する取り扱いがガラリと変わったのだ。

前月25日での予備担当乗務員に対する翌月分の勤務発表はその最たるものだ。

本日の労基法を逸脱した会社の主張に沿う不当判決は、私たちの職場での闘いの前進を食い止めるさざ波にもならなかったのだ。

一方的な休日勤務指定の実施については、会社をしてもそう簡単に指定しづらくなっているのだ。

裁判を最先頭で闘ってきた山本さん、今田さん、浦谷さんの3名の原告に敬意を表すると共に、新幹線乗務員の違法性を訴えるために各職場の勤務実態を細かく主張して頂き、裁判を支えていただいた全国の仲間の皆さんに感謝を申し上げる。

前へ！未来へ！団結固く！闘いの道を！力を込めて！
以上、アピールする。

2021年9月22日
JR東海労新幹線関西地方本部
JR東海労大阪運輸所分会
「年休権共同本人訴訟判決報告集会」